

# 国民健康保険

問合せ 国保ねんきん課 (本庁仮設庁舎西棟1階) ☎334113

## 8月に保険証が更新されます

本市の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(水)です(一部の人を除く)。8月1日(木)から使用する新しい保険証は、水色で、7月上旬に郵送します。

現在使用中の保険証は、8月1日(木)以降に本庁仮設庁舎、各支所、出張所に返却するか、個人で廃棄してください。個人で廃棄する場合は、はさみで切るなどして、個人情報漏えいに注意しましょう。

また、保険証は1年間使用するものです。紛失や破損などがないよう大切に使いましょう。

## 納付書を7月中旬に送付します

第1期から3期まで(4月から6月まで)の国保税は、平成29年度の国保税を基礎に仮算定していました。平成30年度の課税所得(平成29年中の所得)が確定したため、国保税の年税額を本算定しました。

第4期(7月)以降は、本算定した年税額から、課税された額(第1期から3期まで)を差し引き、残りの金額を9カ月間で調整した額を納めることになります。

本算定の納付書を7月中旬に、世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

## 税率などの改定について

平成30年度国民健康保険の制度改革に伴い、県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金の財源となる税収を確保するとともに、累積赤字を削減し本市国民健康保険財政の健全化を図るため、税率を改定します。7月の本算定から次のとおり税率を変更し、国民健康保険税額を算定します。

### 改定後の税率

平成30年度	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	10.60	29,600	22,000
後期高齢者支援金分	3.30	9,300	6,900
介護納付金分	2.70	14,900	0

## 国保税の軽減があります

### ◆軽減判定所得の拡大

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。国保税の軽減判定所得の基準が見直され、平成30年度の本算定から、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が、次のように拡大されました。

### 均等割と平等割が軽減される世帯

7割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円
5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 27.5万円
2割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 50万円

※前年の総所得金額等は、「世帯主」・「国保加入者」・「国保から後期高齢者医療制度へ移行した人」の前年の総所得金額等合算

### ◆課税限度額(年間最高額)を変更

国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。その課税限度額が制度改正により、下記のとおり変更になります。

	[現行]	[改定後]
医療分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

### ◆倒産や解雇などで離職した人に対する軽減制度

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した「非自発的失業者」に対する国保税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度が実施されています。

### 軽減内容

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして国保税を決定します。給与所得以外は軽減されません。

### 対象者

次の3つすべてに当てはまる人が対象になります。

- ・国民健康保険に加入している
- ・離職日時点で、65歳未満
- ・離職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由(数字2桁)が次のいずれかに該当する

### 倒産、解雇などによる離職

離職理由コード: 11・12・21・22・31・32

雇用期間満了などによる離職  
離職理由コード: 23・33・34

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、問い合わせください。

